

# 君津市学校給食費管理システム機種選定 公募型プロポーザル実施要領

## 1 趣旨

本実施要領は、学校給食費管理システムの賃貸借にあたり、システムの機種及び導入事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めたものである。

なお、本プロポーザルはシステムの機種選定のみを目的とし、契約方法はリース契約とする。

## 2 事業概要

### (1) 事業名

君津市学校給食費管理システム機種選定

### (2) 事業の目的

本市の学校給食費の徴収・管理をシステム化し、事務の確実性の向上と迅速化、効率化を図ることを目的とする。

### (3) 事業内容

別紙「君津市学校給食費管理システム仕様書」（以下、仕様書という。）のとおり

### (4) システム構築期間

契約締結日から令和3年2月28日まで

※システムの構築及びテストが完了するまで

### (5) システム賃貸借期間

令和3年3月1日から令和5年10月31日まで（2年8か月間）

### (6) 提案上限額

18,659千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※令和3年3月1日から32回払い

※機器の調達及びシステム構築等導入に係る費用を含む

※2年8か月間のシステム保守料を含む

※リース契約を前提とし、リース料を含む

### (7) 設置場所

君津市久保2丁目13番1号 君津市役所内

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるすべての要件を満たしていなければならない。

- (1) 君津市入札参加資格者名簿に登載されていること、又は公募の期間内において登録することができる者
- (2) 君津市建設工事請負業者等指名措置要領及び君津市入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成27年君津市告示第73号）による指名停止措置を受けていない者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のほか、次の事項に該当しない者
  - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者、又受注者を決定する前6か月以内に手形、小切手を不渡りにした者
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
  - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
- (4) 国又は地方公共団体において、本事業に係るシステムの導入・運用の実績があること。
- (5) 君津市（以下「市」という。）との連絡・調整が速やかに行えること。

### 4 参加表明等の手続き

本プロポーザルの実施日程は、以下のとおりとする。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行わないこととする。

また、市の都合により日程を変更することもあるため、留意されたい。

内 容	日 程
1 公募期間	令和2年10月12日（月）から10月23日（金）まで
2 質問受付期限	令和2年10月20日（火）午後1時まで（必着）
3 質問回答	令和2年10月23日（金）予定
4 参加表明書等の提出	令和2年10月26日（月）午後1時まで（必着）
5 プレゼンテーション・審査	令和2年10月29日（木）予定
6 結果通知	令和2年10月30日（金）以降

### (1) 公募期間

実施要領等の交付及び公表は、市ホームページにて行う。

- ①交付・公表期間 令和2年10月12日（月）から10月23日（金）まで
- ②交付・公表方法 市ホームページ
- ③交付・公表資料
  - ア 実施要領（本書）
  - イ 様式集
  - ウ 仕様書
  - エ 機能要件適合表

### (2) 実施要領等に関する質問の受付

本実施要領等の内容に関する質問は、参加を予定する事業者が行うものとし、次のとおり受け付ける。

なお、質問内容は本プロポーザルにあたり公表する本実施要領、様式集、仕様書に関するもののみとする。

- ①質問書（様式4）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出する。

電子メールアドレス [kyushoku@city.kimitsu.lg.jp](mailto:kyushoku@city.kimitsu.lg.jp)

※タイトルは「学校給食費管理システム機種選定プロポーザル質問書（会社名）」とすること。また、質問書送信後に必ず電話により受信確認すること。

- ②受付期間 令和2年10月12日（月）午前9時から  
令和2年10月20日（火）午後1時まで

### (3) 質問の回答

質問の回答書は、令和2年10月23日（金）までに、市ホームページに掲載、公表し、質問の回答書は本実施要領等と一体のものにして、同等の効力を有するものとする。

なお、電話及び口頭等の個別対応はしないこととする。

また、無用な混乱を招くことが危惧される場合は、質問に回答しないこととする。

#### (4) 参加表明書等の提出

参加事業者は、次により提出すること。

- ①提出書類    ア   プロポーザル参加申請書兼誓約書（様式1）  
                  イ   会社概要及び実績報告書（様式2）  
                  ウ   業務実施体制（A4版／様式自由）  
                  エ   企画提案書（A4版／様式自由）※工程表含む  
                  オ   見積書及び内訳書（A4版／様式自由）  
                  カ   機能要件適合表   ※下記の定義に基づき回答すること
- ②提出部数    原本1部、副本11部
- ③提出期限    令和2年10月26日（月）午後1時まで（必着）
- ④提出方法    郵送又は持参による提出
- ⑤提出先       君津市中島364番地1  
                  君津市教育委員会 学校給食共同調理場

\* 機能要件適合表の回答について

回答	回答の定義
◎	提案パッケージシステムで実現可能
○	代替案で実現可能
△	カスタマイズで実現可能
×	実現不可

※現時点のパッケージで対応していない機能については、「次期バージョンから対応」  
「システム稼働時点から対応」する等を備考欄に詳細に記載すること。

※回答に一つでも「×」があれば、失格とする。

## 5 審査及び選定

学校給食費管理システム機種を選定にあたっては、選定委員会を設け、審査を行い、本業務に適していると認められるシステム機種を選定する。

選定委員会は非公開とし、審査結果については後日通知する。

### (1) 審査方法

- ア   プレゼンテーション審査実施日は、令和2年10月29日（木）とする。  
      ※時間、会場等については別途通知する。
- イ   出席者は、3名以内とする。

ウ 発表等は、1事業者につき40分程度とする。(プレゼンテーション30分程度、質疑応答10分程度を予定) なお、プレゼンテーションの際、パソコン等を使用する場合は、担当へ事前に連絡し、機材等の確認をすること。

(2) 審査基準

別紙審査基準表のとおり

(3) 最低基準点

採点における出席委員全員の合計点に事務局の合計点を加えた総合計点数の6割以上を最低基準点とする。なお、最低基準点に満たない場合は選定の対象としない。

(4) 受託候補者の選定

選定委員と事務局の評点の合計が最も高い提案者を受託候補者とする。なお、最高得点者が複数となった場合には、見積価格がより安価である者の企画提案を採用することとし、当該見積価格も同額である場合には、選定委員の評点の合計が最も高い者の企画提案を採用することとする。

(5) その他

プロポーザルの参加事業者が1者の場合であっても審査を行い、最低基準点を満たした場合は受託候補者として選定する。

## 6 参加事業者の失格

(1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 審査の公平性を害する行為があった場合

(4) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選定委員会の委員長が失格であると認めた場合

## 7 その他留意事項

(1) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。

(2) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は、原則として認めない。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。

- (5) 本プロポーザルに係る情報開示請求があった場合は、君津市情報公開条例（平成16年君津市条例第1号）に基づき、提出書類を開示する場合がある。
- (6) 参加申請書を提出した後、参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届（様式3）を担当部署へ持参又は郵送で速やかに提出すること。

## 8 担当部署

君津市学校給食共同調理場（担当：山本、堀江）

〒299-1106 君津市中島 364 番地 1

TEL：0439-32-5522

FAX：0439-32-5533

e-mail：kyushoku@city.kimitsu.lg.jp

別紙

君津市学校給食費管理システム機種選定 審査基準表

審査項目	審査基準	非常に 優れて いる	優れて いる	普通	やや 劣る	劣る	配点
<b>【選定委員審査項目】</b>							
導入手順	・導入手順が具体的に示されており、実現可能な内容か	10	8	6	4	2	
提案内容の 的確性	・システム構築やシステム構成が適切であるか ・業務を円滑かつ効率的に進めるための具体的な提案があるか	20	16	12	8	4	
操作性・連携・ 将来性	・システムの操作性、画面の見やすさ、便利機能など ・他システムとのデータ受け渡しが円滑に行えるか(学齢簿情報取込等) ・庁内他課、金融機関との調整に十分配慮されているか ・将来的に他のシステムとの連携が円滑に行えるか	30	24	18	12	6	
保守及び運用 支援、研修	・システム稼働後の保守及び運用体制の充実度 ・市職員に対する操作研修、マニュアルの充実度	10	8	6	4	2	
プレゼンテー ション	・本業務への取り組み姿勢 ・給食事業全般に関する理解度	10	8	6	4	2	
選定委員配点小計 (選定委員 1 名分)		80					
選定委員配点合計 (選定委員 9 名*80 点)		720					

別紙

審査項目	審査基準	非常に 優れて いる	優れて いる	普通	やや 劣る	劣る	配点
<b>【事務局審査項目】</b>							
実施体制	業務を確実に実施できると見込まれる体制であるか（配置人数）	30	24	18	12	6	
業務実績	国又は地方公共団体で、本業務の内容と同種又は類似の業務を行った実績はあるか	50	40	30	20	10	
専門技術及び知識の有無	業務遂行に十分な知見、専門知識、ノウハウを有しているか システム基本要件およびシステム機能要件適合表に対する満足度	50	40	30	20	10	
価格	最低見積価格／提出見積価格×配点（少数点以下切り捨て）						250
事務局配点合計		380					
総合配点合計（選定委員+事務局）		1100					